

用語集

行	語句	説明
あ行	イーミス EMIS	災害時に都道府県を越えて災害医療に関する情報を共有し、被災地域での医療・救護に必要な各種の情報を集約・提供するシステム。
あ行	いっすい 溢水	川などの水があふれ出ること。
あ行	液状化	地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。
あ行	SNS	Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスである。
あ行	Lアラート	市など地域の災害情報等を共有する共通基盤として、発信された情報をテレビやラジオ等の多様なメディアで一括配信するシステム。災害時の地域のお知らせを地域の住民に迅速かつ確実に届けていくローカル（Local）な緊急警報（アラート）というメッセージのこと。
あ行	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3mを超える場合に発表される警報
か行	海溝型プレート境界地震	日本付近では、海のプレートが陸のプレートを押すとともに引きずり込みながら、陸のプレートの下にもぐり込んでいるが、プレート境界の摩擦力が限界に達すると急激なすべりが起こり、巨大な地震が発生する。この地震を海溝型地震（プレート境界型地震）という。海側のプレートのもぐり込む場所は、日本海溝や南西諸島海溝及びトラフと呼ばれる海底の凹地（駿河トラフ、南海トラフなど）で、マグニチュード8程度以上の巨大地震である関東大地震、東海地震、南海地震などが発生している。
か行	活断層	地質学的に最近の期間(数10万年～200万年)において、地震を繰り返して発生させ、今後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のこと。
か行	関西広域連合	大阪・京都・滋賀・兵庫・和歌山・鳥取・徳島の7府県が参加する広域行政組織。平成22年（2010）12月発足。都道府県レベルでは初の広域連合。防災、観光・文化、医療、産業振興、環境など7分野の業務に共同で取り組み、将来的には政府の出先機関から権限の移管を目指す組織。
か行	危険物施設	原油、液化石油ガスその他の法令で定める危険物を製造または貯蔵、取り扱う施設。

行	語句	説明
か行	既存不適格	建築時には適法に建てられた建築物で、その後改正された建築基準法では違反している建築物、あるいは法の改正時点ですでに改正前の基準で工事中であった建築物等をいう。これに対してあえて違法建築としないという特例が設けられたことから、「すでに存在していてかつ現行の建築基準法に適合していない」という意味の難解な日本語となった。したがって当初から法令に違反して建築された違法建築や欠陥住宅とは異なる。もちろん、既存不適格建築物は、それを建て替える際には、適法な建築物への建て替えが求められる。
か行	帰宅困難者	勤務先や外出先等に於いて地震などの自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者。
か行	業務継続計画	災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である。
か行	緊急速報メール	市からの災害・避難情報が、対象エリアにいる対応機種の携帯電話利用者に、事前申し込みなしで自動的に配信されるサービス。このサービスは、市内に滞在している人の対応機種の携帯電話に緊急情報をお知らせするもので、使用料や通信料は無料である。
か行	緊急輸送道路	地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地などを連絡し、又はそれらの拠点を相互に連絡する道路であり、災害発生時における人命の保全、被害拡大防止、災害応急対策の円滑な実施を図るための救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員及び物資等の輸送を確保するため必要な道路。
か行	国具体計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震の発生時の災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画のこと。
か行	クラッシュシンドROME	筋肉が長時間の圧迫によって、筋組織が壊死を起こすために起こる循環障害で、著しい脱水・高カリウム症・急性腎不全を引き起こす症状をさす。症状が重い場合は、不整脈や心停止など全身に重篤な障害をもたらすため、血液透析などの速やかな治療が必要となる。
か行	激甚災害	地震や風雨などによる著しい災害のうち、被災地域や被災者に助成や財政援助を特に必要とするもの。激甚災害法に基づいて政令で指定される。

行	語句	説明
か行	建築制限区域	震災等により市街地に大きな被害が発生した区域では、復興に向けた市街地整備を進めるため必要性がある場合、建築制限を行うことができる。法制度としては、建築基準法第84条に基づく建築制限区域の指定、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域の都市計画決定が用意されている。
さ行	災害救助法	災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的として制定された法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。
さ行	災害拠点病院	医療法により、災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のこと。
さ行	災害時要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、観光客、外国人等の防災施策において特に配慮を要する方。
さ行	災害対策基本法	国土と国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、防災に関する基本理念を定め、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めるための法律（昭和36年11月15日法律第223号）
さ行	災害対策本部	松阪市の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがあつて災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合に設置する組織。（災害対策基本法第23条）
さ行	災害伝言ダイヤル	NTTコミュニケーションズが提供し、NTT東日本とNTT西日本が運営しているメッセージ録音サービスで、 ^{あんびかくにん} 安否確認を目的に被災地に開設される。「171」に電話し、固定電話の番号をキーに録音・再生する。日本中にアクセスポイントを散らせているため ^{ふくそう} 輻輳が避けられる。また、携帯電話各社の提供する、災害伝言板サービスとも提携し、登録された安否情報を一括検索できるサービスもある。
さ行	最大想定規模	現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、 ^{がいぜんせい} 気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模のものとして設定する。
さ行	JVOAD	JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）とは、東日本大震災での経験を踏まえて、被災地における支援者間の連携や調整機能を果たすため、設立された特定非営利活動法人（NPO法人）である。

行	語句	説明
さ行	事業継続計画（BCP）	災害時に、企業等の事業が停止するような深刻な被害を回避するため、重要業務の継続として作成する計画。（Business continuity planning）
さ行	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という「 ^{きょうじょ} 共助」の精神に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施等を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの防災活動を担う組織のこと。
さ行	地震防災対策特別措置法	平成7年法律111号。地震による災害から国民の生命・財産を保護し、地震に関する調査研究を推進するための体制を整備する目的で設けられた法律である。
さ行	地震防災緊急事業五箇年計画	地震防災対策の強化を図るため、 ^{じしんぼうさいたいさくとくべつそちほう} 地震防災対策特別措置法、 ^{じしんぼうさいたいさくとくべつそちほう} 地震防災対策特別措置法施行令及び ^{じしんぼうさいたいさくとくべつそちほう} 地震調査研究推進本部令の公布・施行により、消防用施設等の積極的な整備を推進する計画である。なお、市が実施する事業については、松阪市地域防災計画に定められたものでなければならない。
さ行	指定行政機関	災害対策基本法2条3号（および武力攻撃事態法第2条第4号）の規定により、内閣総理大臣によって指定された国の行政機関のこと。指定行政機関は次の24機関となる。内閣府・国家公安委員会・警察庁・金融庁・消費者庁・総務省・消防庁・法務省・外務省・財務省・文部科学省・文化庁・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・国土地理院・気象庁・海上保安庁・環境省・原子力規制委員会・防衛省（平成12年12月15日総理府告示第62号）。
さ行	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。本計画においては、日本郵便株式会社、NTT西日本三重支店、中部電力株式会社伊勢営業所、東海旅客鉄道株式会社、東邦ガス株式会社三重支店伊勢営業所が相当する。
さ行	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの。本計画では、東海農政局三重支局、津地方气象台、伊勢労働基準監督署、中部地方整備局三重河川国道事務所が相当する。

行	語句	説明
さ行	指定地方公共機関	地方独立行政法人及び港湾法第四条第一項の港務局、土地改良法第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの。本計画においては、三重交通株式会社（三交伊勢志摩交通株式会社）、三重県LPガス協会伊勢支部、伊勢地区医師会、三重県トラック協会南勢支部、鉄道事業会社（東海旅客鉄道株式会社除くが相当する。
さ行	しゅんせつ 浚渫	港湾・河川・運河などの底面を浚（さら）って土砂などを取り去る土木工事のこと。
さ行	消防法	火災を予防し、警戒し及び鎮 ^{ちんあつ} 圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷 ^{しょうびょうしや} 病者の搬送を適切に行うことを目的として制定された法律（昭和23年7月24日法律第186号）
さ行	水防法	洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として制定された法律。（昭和24年6月4日法律第193号）
さ行	スクリーニング	様々な状況や条件の中から必要なものを選出すること。
さ行	スフィア・プロジェクト	人道支援活動を行う国際機関やNGO等によるボランタリーな活動で、「災害や紛争の被災者には尊厳ある生活を営む権利があり、援助を受ける権利がある」こと、「災害や紛争による苦痛を軽減するために実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきである」という2つの権利及び理念に基づいて活動している。
た行	地域災害医療コーディネーター	発災後48～72時間まで活動するDMAT（災害派遣医療チーム）の活動を引き継ぎ、適切な医療体制の構築の助言、医療救護班等の派遣・受入調整、医療機関への傷 ^{しょうびょうしや} 病者の受入調整等の医療支援を統括・調整する者のこと。
た行	地区防災計画	地域の防災力を向上させるため、地域コミュニティごとに防災活動を効果的に実施できるように定める計画のこと。
た行	中央防災会議	内閣の重要政策に関する会議で、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成され、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行う。
た行	中間支援組織	市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援組織自らがNPO等である場合もある。

行	語句	説明
た行	津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1mを超え、3m以下の場合に発表される警報。
た行	津波情報	津波警報・注意報を発表した場合に出される、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどに関する情報。
た行	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって津波による災害の恐れがある場合に発表される。
た行	津波避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
た行	津波防災地域づくりに関する法律	津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、市町村による推進計画の作成、推進計画の区域における所要の措置、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定める。
た行	津波予報	気象庁が地震発生後に津波によって災害の起きる恐れがない場合に発表する予報。
た行	ディーマット DMAT	災害急性期に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた医療チーム。（Disaster Medical Assistance Team）
た行	テックフォース TEC-FORCE	国土交通省が大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう平成 20 年 4 月に TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）を創設した。TEC-FORCE は、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するものであり、本省災害対策本部長の指揮命令のもと、全国の各地方整備局等の職員が活動している。
た行	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策を推進する地域の指定、防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別措置を定めるための法律。（平成 14 年 7 月 26 日法律第 92 号）※平成 25 年、「南海トラフ地震」に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に改正。
た行	特定大規模災害	特定大規模災害とは、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置される災害のこと。

行	語句	説明
た行	特別警報	豪雨では「数十年に一度の大雨となるおそれ」のとき、火山噴火では「居住地域に影響が及ぶ噴石や火砕流のおそれが大きい」ときなどに発表され、防災情報として最大限の警戒の呼びかけになる。なお、特別警報の名称で発表するのは、大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪の6種類で、地震動、津波、噴火については、それぞれの既存の警報の、あるレベル以上のものを特別警報に位置づけ、名称の変更はしない。
た行	土砂災害防止法	土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
た行	土砂災害警戒情報	大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。
た行	土砂災害警戒判定メッシュ情報	土砂災害警戒情報及び大雨警報等を補足する情報のこと。5km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定した結果を表示している。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。
た行	トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。
な行	内水氾濫	大雨等により排水が追いつかず、用・排水路などがあふれて氾濫したり、本流の増水や高潮によって、支流の排水が阻まれたりして起こる災害のこと。
な行	内陸直下型地震	「直下型地震」とも呼ばれ、内陸部にある活断層や岩盤等で発生する震源の比較的浅い地震をいう。これには、地表面近くの岩盤が破壊されることによる地震（地表に破壊面が現れる活断層による地震）と、陸のプレートと海のプレートが接し、せめぎあう境界付近で岩盤が破壊されて起こる地震の2つのタイプがある。

行	語句	説明
な行	南海トラフ地震	南海トラフ沿いで発生する大規模な地震。国では、その地震発生の切迫性等の違いから、東海地震と東南海・南海地震のそれぞれについて計画を策定し、個別に対策を進めてきたが、同時に発生することを想定した対策の必要性が高まり、東日本大震災の発生を受けて、「科学的に想定し得る最大規模の地震・津波」を想定した対策が進められている。
な行	南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずる恐れがあることから、津波避難対策を特別に強化すべき地域のこと。
な行	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	南海トラフ地震による災害が甚大かつ、被災地域が広範にわたる恐れがあることに鑑み、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策を推進する地域の指定、防災対策推進基本計画等の作成、地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成と、これに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに地震観測施設等の整備等について定めるための法律。（平成14年7月26日法律第92号）
な行	南海トラフ地震防災対策推進地域	南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあることから、地震防災対策を推進する必要がある地域のこと。
は行	被害認定調査	被害認定調査とは、地震や風水害等の自然災害により被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊、半壊等の「被害の程度」を認定する調査である。
は行	被災市街地復興推進地域	大規模な火災、震災その他の災害を受けた市街地において、その区域の緊急かつ健全な復興のために必要な開発事業、施設の整備、住宅供給などを行うものとして都市計画に定められる地域のこと。
は行	被災市街地復興特別措置法	大規模な火災・震災などで被災した市街地の無秩序な開発を防ぎ、緊急・健全な復興を図るために講じる特別措置について定めた法律。市町村による市街地再開発事業が優先され、自由な建築行為は制限される。（平成7年法律第14号）
は行	被災者生活再建支援法	自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた人に対して、都道府県が被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めた法律。（平成10年法律第66号）

行	語句	説明
は行	避難確保計画	避難確保計画とは、水防法並びに土砂災害防止法に基づき、洪水浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設の管理者が、災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため作成する計画のこと。
は行	避難勧告	災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの。
は行	避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、要介護状態の高齢者や重度障がい者等、避難行動に支援を必要とする方。
は行	ふくそう 輻輳	災害時においては、安否確認のための電話等により、一部の地域の通信回線が一時的に混み合うこと。輻輳が限界に達すると、通信システムがダウンしてしまうため、その前に通信規制が実施され、電話はつながりにくくなることが多い。
は行	プロトコール	複数の者が対象となる事項を確実に実行するための手順について定めたもののこと。
は行	ホットライン	緊急非常用の直通電話のこと。
ま行	松阪市防災会議	松阪市の防災対策を推進するために、市長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。災害対策基本法によって設置が定められている。
ま行	松阪市耐震改修促進計画	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」より三重県は、住宅や建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定している。松阪市は、三重県耐震改修促進計画に基づき、市内の建築物の耐震化を推進し、市民の皆様の生命や財産を守るため、「松阪市耐震改修促進計画」を改定する。
ま行	三重県防災会議	三重県の防災対策を推進するために、知事を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。災害対策基本法によって設置が定められている。
ま行	メディカルコントロール	救急現場から医療機関まで傷病者の方が搬送されるまでの間において、救急救命士を含めた救急隊員が行う応急処置の質を担保（保障）することを意味する。
や行	郵便業務に係る災害特別事務取扱い	被災者に対する郵便事業の無償化や料金免除を行うもの。
ら行	リエゾン	「つなぐ」という意味のフランス語であり、地域防災計画では「災害対策現地情報連絡員」のことを指す。地震・水害・土砂災害等の大規模自然災害の発生時に、地方公共団体へ国土交通省職員を派遣し、災害情報等の情報収集、災害対策の支援等を行うもの。

行	語句	説明
ら行	<small>りさいしやうめいしよ</small> 罹災証明書	<p>市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書（災害による被害の程度を証明する書面）を交付しなければならない。（災害対策基本法第 90 条の 2）</p>
ら行	流通備蓄	<p>一般企業の商品を買い取った上でそのまま在庫としての保管を委託する形で行われる。備蓄品を常に流通させて更新していく点を特徴とする。（買い取ってはいないが、流通備蓄先の企業とは災害協定を締結している。）</p>